

## 京都市環境保全活動センター指定管理者選定委員会設置要綱

## (設置)

第1条 環境政策局が所管する京都市環境保全活動センターに係る京都市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例（以下「条例」という。）第16条に規定する委員会として、京都市環境保全活動センター指定管理者選定委員会（以下「委員会」という。）を置く。

## (組織)

第2条 委員会は、委員4名をもって組織する。

## (任期)

第3条 委員の任期は委嘱の日から平成29年3月31日までとする。

## (委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は、委員の互選により定め、副委員長は、委員のうちから、委員長が指名する。
- 3 委員長は、委員会を代表し会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代理する。

## (招集及び議事)

第5条 委員会は、委員長が招集する。ただし、委員長及びその職務を代理する者が存在しないときの委員会は、市長が招集する。

- 2 委員長は、会議の議長となる。
- 3 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。
- 4 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 委員会は、必要があるときは委員以外の者に対して、意見の陳述、説明その他必要な協力を求めることができる。

## (委員の排斥)

第6条 委員は、自己が次の各号のいずれかに該当するとき、又は父母、祖父母、配偶者、子若しくは兄弟姉妹が次の1号に該当するときは、その議事に加わることができない。

- (1) 現に、従事する業務に直接の利害関係のあるとき。
- (2) 過去において、従事した業務に直接の利害関係のあるとき。

## (会議の公開)

第7条 会議は公開とする。ただし、公開するところにより京都市情報公開条例第7条に規定する非公開情報が公になる場合は、委員会の決定により非公開とすることができる。

## (庶務)

第8条 委員会の庶務は、環境政策局環境企画部環境総務課において行う。

## (補足)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、委員長が定める。

## 附 則

## (施行期日)

- 1 この要綱は、平成28年6月30日から施行する。

**【参考】京都市情報公開条例に規定する非公開情報**

**① プライバシー情報（第7条第1号）**

特定の個人が識別され、又は識別され得る情報のうち、通常他人に知られたくないと認められるもの

**② 法人等事業活動情報（第7条第2号）**

技術上のノウハウ、営業上の秘密など、公開することにより、当該法人等の競争上または事業活動上の地位その他正当な利益を明らかに害すると認められる情報

**③ 任意提供情報（第7条第3号）**

法人等又は個人から公にしないとの条件の下に任意で提供された情報で、当該条件が合理的であると認められるもの

**④ 公共の安全、秩序の維持情報（第7条第4号）**

公開することにより、人の生命、身体、財産等の保護に支障を生じたり、公共の安全と秩序の維持に支障を来すおそれのある情報

**⑤ 審議、検討、協議情報（第7条第5号）**

本市等又はその相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることによって、率直な意見の交換や意思決定の中立性が損なわれるなどの事態が生じるおそれのあるもの

**⑥ 事業又は事業遂行情報（第7条第6号）**

本市等が行う事務事業のうち、監査、契約、調査に係る事務など、当該事務又は事業の性質上、公開することによってその目的が損なわれたり、公正かつ適切な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

**⑦ 法令秘情報（第7条第7号）**

法令の規定により明らかに公開することができないとされている情報又は法律若しくはこれに基づく政令に基づき国の行政機関等から公開してはならない旨の個別的かつ具体的な指示がある情報